

木造住宅の耐震補強工事の費用を助成します

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線322)

市は、市内に所有する木造住宅の耐震性能を向上するために「補強工事」に対し、工事費などの一部を助成します。

▷対象住宅＝昭和56年5月31日以前に在来軸組構法・伝統的構法で建築された木造一戸建住宅(地上階数2以下)で、所定の耐震診断を行い評点が1.0未満の住宅

▷助成内容

①補強工事後に国の耐震基準に適合する場合(評点1.0以上になるもの)

・補助率…工事費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

・限度額…1件につき628,000円
②上記に該当しない場合(評点が改修前より0.3ポイント以上上昇するもの)

・補助率…工事費の3分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

・限度額…1件につき314,000円
※工事の着手前に申請書の提出が必要です。
※耐震診断に係る費用は対象外です。

▷受付期限＝12月23日(金)まで

▷その他＝助成内容や対象住宅などの詳細は、お問い合わせください。

※予算が無くなり次第受け付けを終了します。

市内施工業者による住宅リフォーム工事への費用を助成します

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線322)

▷対象者＝市内にある下記対象住宅を所有し居住している人または所有し居住する予定の人

▷対象住宅＝築5年以上経過した、専用住宅または住宅部分が2分の1以上ある併用住宅

▷対象工事＝全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体などの費用を除いた額が税抜き30万円以上の以下に該当するリフォーム工事で、原則2月末までに完了する工事

・機能維持工事(修繕などにより機能を維持するための工事)

・機能向上工事(バリアフリー化し機能を向上するための工事)

▷助成額

・機能維持工事＝対象工事費の10分の1を補助(上限5万円)

・機能向上工事＝対象工事費の10分の2を補助(上限10万円)

・空き家バンクを利用し、契約が成立した住宅をリフォームした場合は、15万円を加算

・機能維持工事、機能向上工事の両方を行った場合はそれぞれの工事費で算出し、総額の上限10万円

▷助成方法＝助成相当額の大船渡地域商品券を交

付します(空き家加算分は現金)。

▷申請方法＝リフォーム工事の着手前(契約前)に、住宅管理課に直接申請ください(着手した工事は対象外です)。

▷申請期限＝12月28日(水)(ただし、予算が無くなり次第受け付けを終了します)

▷事業実施期間＝令和5年3月10日(金)まで

▷その他

・必ず着手前にご申請ください。

・必要書類が全て揃った時点で受け付けとみなします。事前に申請や相談があっても、書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。



健康診査・肺がん検診・大腸がん検診などを実施します

▷問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎⑦1581)

対象者へは、受診票(通知書)を送付します。通知書が届かない人でも、以下の対象に該当する人は受診できます。受診料や会場などについては、通知書または市ホームページをご確認ください。

▷日時＝10月13日(木)～12月15日(木)

▷対象

◆特定健康診査…40～74歳の人で、①大船渡市国民健康保険に加入している人、または②社会保険などの被扶養者

※②は各保険者から送付される受診券の受診機関に「市」と記載されている場合

◆基本健康診査…35～39歳の人、40歳以上の生活保護受給者

◆後期高齢者健康診査…後期高齢者医療被保険者

◆肺がん検診・大腸がん検診…40歳以上の人

◆前立腺がん検診…健康診査を受診する50歳以上の男性

◆肝炎ウイルス検査…40歳以上でこれまでに検査を受けたことがない人

▷注意事項

・市の助成金を受けて人間ドックを受診した人、または受診予定の人は受診できません。

・感染症法により、65歳以上の方は、年に1回結核健康診断を受ける必要があります。

・大腸がん検診容器は郵送します。受診希望で容器が届かない人は、お問い合わせください。

※検査容器は医療廃棄物ですので、検診を受けない場合は必ず容器を返却してください。

後継者の不在や事業承継でお悩みの事業者の皆さんへ

▷問い合わせ先＝岩手県事業継承・引継ぎ支援センター(☎019-601-5079/☎019-681-0828)

岩手県事業承継・引継ぎ支援センターは、盛岡商工会議所が東北経済産業局から委託を受けて設置された公的な相談窓口です。お気軽にご相談ください。

■センターの役割

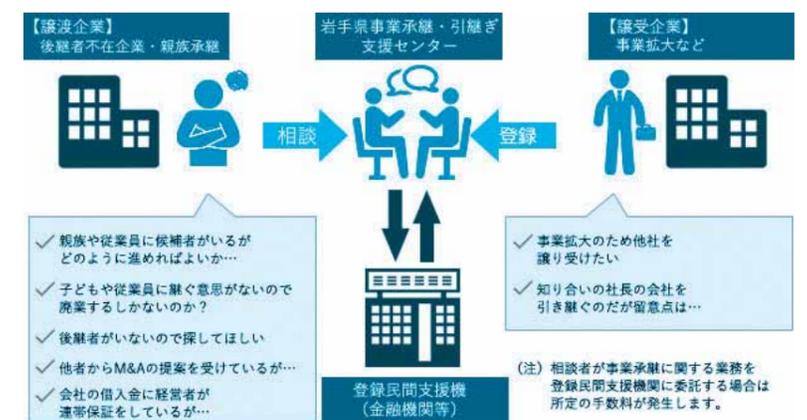
・事業承継(親族内・第三者)に関する相談

・M&Aマッチング支援

・事業承継計画策定支援

・事業承継診断、セミナー実施

・経営者保証解除に向けた専門家支援



中小企業向けの設備導入支援制度のご紹介

▷問い合わせ先＝公益財団法人いわて産業振興センター(設備貸与担当)【☎019-631-3821】

本制度は、県内の中小企業が必要とする設備をセンターが企業に代わって購入し、長期、低利で割賦の形態により貸与するものです。

▷対象＝県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合、協業組合を含む)

▷貸付期間＝3年～10年(耐用年数上限)

▷貸付限度額＝100万円～1億円

▷対象設備＝建物を除く設備

▷保証金＝貸付額の10%

▷利息＝年率1.20%～1.60%(固定金利)

▷担保＝無担保

▷連帯保証人＝法人は代表者1人、個人は不要